

# 計量法を知っていますか？



「計量法」とは、計量単位や計量器に関する規則を定めており、正しく計量することを義務づけている法律です。

「計量法」には、計量器が正しい値を示すことができるか検査などをするための基準や、商品が正しい計量によって販売されるための「商品量目制度」などがあります。

## 滋賀県計量検定所

はかりのことから、商品の内容量に関することなど、「計量」に関するお問い合わせはお気軽にごどうぞ。

電話番号：077-563-3145

FAX 番号：077-563-3393

E-mail：fd30@pref.shiga.lg.jp

(アクセス)  
JR草津駅西口  
「まめバス」の  
笠縫東常盤線  
(常盤循環)に  
て、「川原」より  
徒歩5分  
JR草津駅西口  
より徒歩35分



## 滋賀県 計量検定所



滋賀県計量検定所は、正しい計量が行われているかチェックや指導を行い、県民の安心・安全に繋がることを任務としております！





## 主な業務

### ○検定

取引や証明に使用される「特定計量器」について、定められた基準に適合しているかの確認を行っています。これを「検定」といいます。

### ○はかりの定期検査

取引・証明に使用されるはかりは、2年に1度精度を確認することが義務付けられています。滋賀県では特定市（大津市）を除く県内全域について、検査を行っています。

### ○基準器検査

検定や検査に使用する器具などを「基準器」といい、その精度について確認を行っています。

### ○立入検査

計量関係事業者や特定計量器を使用する事業者などの事務所や店舗などに立ち入りチェックします。

### ○計量思想の普及・啓発

平成5年11月1日に現行の計量法が施行されたことを記念して、毎年11月1日を計量記念日と定めています。計量記念日には、県内各市町等に計量記念日ポスターを配布し、計量思想の普及に努めています。

## 特定計量器って？

計量法では、事業などの商取引に使用されることが多い計量器や、家庭で使用される計量器などを「特定計量器」と呼びます。

事業の取引や証明に使用する「特定計量器」は、以下の検定証印もしくは基準適合証印に付されていることが必要です。

検定証印などが無いものを、取引や証明に使用すると計量法違反となります。

また、よくある家庭用マークが付いているヘルスメーター、ベビースケール、キッチンスケールなどは、一般の家庭で使用されるものであり、事業などの取引や証明には使用することはできません。



## 有効期間のある特定計量器

「特定計量器」には検定の有効期間の定められているものがあります。

有効期間の切れた「特定計量器」は取引又は証明に使用することはできません。

取引証明に使用するためには当該計量器を交換するか再度検定を受検する必要があります。

検定の有効期間の定めのある主な「特定計量器」の有効期間は以下のとおりです。

特定計量器の種類	有効期限
タクシメーター	1年
ガスメーター	10年
水道メーター	8年
自動車等給油メーター	7年
小型（大型）車載燃料油メーター	5年
液化石油ガスメーター	4年
積算熱量計	8年
電力量計（電気メーター）	10年
振動レベル計	6年

